

千葉県水道局中期経営計画事業等評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 千葉県水道局中期経営計画（以下「計画」という。）の事業等の達成状況について、客観的な評価を得るため、学識経験者等により構成する千葉県水道局中期経営計画事業等評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画に掲げられて水道局で評価を行った事業等のうち、水道局長が要請したものについて審議し、意見の具申を行うこと。
- (2) その他委員会が必要と認めた事項について審議し、意見の具申を行うこと。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、7名以内の委員で組織する。

- 2 委員は、水道局長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、5年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員長は委員会を総括する。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長に事故があるときには、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を行う。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の二分の一以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員長は、会議における審議の結果を取りまとめるものとする。
なお、評点で議事を決する必要がある場合には、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは委員長が決するものとする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、管理部総務企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則 この要綱は、平成19年2月22日から施行する。